

○財務省告示第四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年一月十二日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第三百三十
回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項、第四十七条第一項及び
第六十二条第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財

六

五

イ

ロ

イ

発

方募

入 価	入 価	・ 別	債 行	争 非	者 特	国 債	入 価	入 価	法 入
札 格	札 格	第 参	市 及	入 札	・ 第	市 債	札 格	札 格	決 定
発 競	発 競	II 加	場 び	札 格	I 加	場	発 競	発 競	の
行 争	行 争	非 者	特 国	発 競			行 争		

第十国項計三つ定う円額
 四二債のに億いにち面
 十億に規関三て基、金
 七二つ定す千はづ財額
 条千いにる六、き政で
 第五て基法百額発法二
 百はづ律八面行第兆
 項九、き第十金し四条千
 の十額発行十円、六付一七
 規万面行十六、六付一四
 定円金した条特別八債の十
 に、額で利第別人会十に規
 基同法五付一

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額の市場。らみ
 募額の範特のう
 額を囲別応ち
 を割内に参加募
 りにお者ごの
 当ていて各申
 。各の申
 応

発別にご務
 行参よと大
 一加之るに臣
 と者発行募各
 い・第(限国
 う)II以下額債
 非一、を市場
 価国債を定特
 格競市め別
 争入場も加
 札特の者

十四	十三	十二	十一	十	九	八														
第二期以	子	期	争	争	振替	最														
毎	利	入	入	入	替	低														
年	率	札	札	札	単	額														
六		格	格	格	位	面														
月		競	競	競		金														
二		争	争	争																
十		行	行	行																
日		争	争	争																
及		非	非	非																
び		者	者	者																
十		者	者	者																
二		者	者	者																
月		者	者	者																
二十		者	者	者																
日		者	者	者																
及		者	者	者																
び		者	者	者																
十		者	者	者																
二		者	者	者																
月		者	者	者																
二十		者	者	者																
日		者	者	者																
毎	年	六	月	二	十	日	及	び	十	二	月	二十	日	及	び	十	二	月	二十	日

額面金額 × $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

十九	十八	十七	十六	十五		
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後の利子
平成二十八年十二月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十三年十二月二十日	る利子を支払う。	日を支払期とし、各支払期にお